

会議の概要(議事録)

会 議 の 名 称	(番号) 1－19	第4回墨田区景観審議会		
開 催 日 時	平成23年1月18日（火） 13時30分から 14時30分まで			
開 催 場 所	墨田区役所12階 121会議室			
出 席 者 数	委員6人（欠席3人） 中野恒明 篠崎道彦 渡辺貞承 鈴木俊雄 紙田和代 岸成行			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	4人
議 題	(1) 墨田区景観条例に基づく事前協議、届出状況について（報告） (2) 両国橋の改修について（報告） (3) 押上・業平橋駅周辺地区における景観まちづくりについて（報告）			
会 議 概 要	1 開会 2 報告 (1) 墨田区景観条例に基づく事前協議、届出状況について（報告） (2) 両国橋の改修について（報告） (3) 押上・業平橋駅周辺地区における景観まちづくりについて（報告） 3 閉会 【配布資料】 資料 1：事前協議・届出状況について 資料 2：景観計画区域内における行為の事前協議申請書（両国橋改修） 資料 3：北十間川水辺まちづくり（案） 資料 4：北十間川水辺まちづくり説明会資料 参考資料：事前協議・届出に係る景観リーフレット			
所 管 課	都市計画部 都市計画課 都市計画・景観担当 電話 03（5608）6266 FAX 03（5608）6409			

第4回 墨田区景観審議会

平成23年1月18日（火）午後1時30分～

1. 開 会

<中野会長>

第4回墨田区景観審議会を開催いたします。

本日の審議会は、事務局からの報告事項がございまして、開催となりました。はじめに事務局から委員の出席状況と本日の進行について説明をお願いします。

<事務局（小柳都市計画課長）>

委員の出席状況ですが、出席が6名、欠席が加藤副会長、渡辺満委員、飯泉委員の3名です。

本日の資料は事前に送りしましたが、資料1について修正がございましたので、机上に修正版を置いてございます。また参考資料について別紙が抜けておりましたので、あわせて差し替えをお願い致します。

本日の報告事項ですが、次第をご覧ください。報告事項は3点です。1点目が「墨田区景観条例に基づく事前協議、届出状況について」、2点目が「両国橋の改修について」、3点目が「押上・業平橋駅周辺地区における景観まちづくりについて」でございます。1点目、2点目につきましては、開発調整課長の和田より、3点目につきましては、都市整備部参事の河合よりご説明させていただきます。終了予定時刻は午後2時半を予定しております。よろしくお願い致します。

<中野会長>

議事を進めさせていただきます。事務局から順に説明していただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

事務局の方で異動があったかと思しますので、皆さんに紹介していただければと思います。

<事務局（小柳都市計画課長）>

4月から都市計画課長に着任いたしました小柳と申します。今後ともよろしくお願い致します。

<事務局（込江都市計画・景観担当主査）>

都市計画・景観担当の込江と申します。よろしくお願い致します。

<事務局（和田開発調整課長）>

昨年度まで景観を担当しており、皆様には大変お世話になりました。現在は景観の届出や事前協議を担当しております。同じく景観を担当しておりました中瀬も一緒に異動となっております。

<事務局（和田開発調整課長）>

それでは資料1に基づき、説明させていただきます。机上に配布させていただきました、資料1をご覧ください。

平成21年5月1日から墨田区は景観行政団体になりましたが、平成21年11月1日までは、東京都景観計画に基づく景観誘導を行って参りました。資料1の表をご覧ください。平成19年度から東京都が窓口であった時に、墨田区内の届出対象物件が5件ございました。そのうち建築物、工作物の各1件が新タワーでございます。下の表に「東京都景観計画、届出対象規模」とございまして、「隅田川景観軸」の建築物2件については、東京都住宅供給公社と都市再生機構の外壁改修でございます。一般区域は6件、工作物60m以上が新タワーで、計10件が、東京都が景観行政団体であった時に受けたものでございます。

平成21年5月1日から11月1日までは、墨田区が景観行政団体になりましたが、区の景観計画が出来上がっていませんでしたので、都の景観計画を墨田区と読み替えて、届出を受けておりました。計5件でございます。

平成21年11月2日から3月31日までが、事前協議・届出対象物件が計13件、届出のみ対象物件は計31件となっております。そのうち開発行為の1件については、都営住宅の文花団地の建替えとなっております。平成22年4月1日から平成22年12月末現在は、事前協議・届出対象物件が計27件、届出のみ対象物件が計68件となっています。

2ページをご覧ください。届出物件の分布図でございます。平成19年4月から昨年12月末現在までの届出を受けた物件の分布でございます。3ページ目以降は、平成21年度と平成22年度の物件の分布状況でございます。

事前協議・届出については、景観アドバイザー制度を運用しており、事前協議・届出の書類を全て見ていただいております。その他、今年度に入ってからですが、事前協議物件については直接ヒ

アリングをお願いしており、1万㎡を超える物件については、2回程、色の関係でアドバイスをいただいている状況です。

昨年度の第3回景観審議会では景観アドバイザーさんを皆さんにご紹介いたしましたが、昨年度通り、月2回は来ていただいております。以上でございます。

<事務局（小柳都市計画課長）>

引き続き「両国橋の改修について」説明をお願い致します。

<事務局（和田開発調整課長）>

それでは「両国橋の改修について」ご説明いたします。資料2をご覧ください。隅田川に架かっている両国橋の改修ということで、国土交通省東京国道事務所から出された申請書でございます。

3ページをご覧ください。墨田区の届出に際しては、景観形成説明書を提出していただいております。形態意匠に関しては、「東京都歴史的建造物に指定されていることから、形態、意匠には手を加えない計画としている」としています。それから色彩・素材は「現況の色彩を生かしながら計画」、「色彩基準への適合から、グレーと赤の比率を変えている」とあります。東京都の歴史的建造物には指定されていますが、平成元年に大規模に改修されており現在のデザインになっている橋梁であり、平成元年から現在の赤色となっており、地域の方の印象が強いということで、赤を基調とさせていただきます。

4ページをご覧ください。赤色で外装板の塗替え塗装と書いている部分が、今回の改修部分でございます。

5ページをご覧ください。色彩基準に適合しているかどうかを示している資料であり、赤色が強調色になっており、全体の20%以内となっています。完成予想図は6ページとなっております。前回はテラスの部分が赤色であったが、今回は色彩基準に適合させるためにグレーにしております。

両国橋は中央区と墨田区に架かっており、両区の区域にあるということで、課題として、2つの景観行政団体にまたがること、それから色彩基準に合うかどうかという課題がありました。

1つ目の手続きに関しては、中央区の区域は現在、東京都が景観行政団体となっておりますので、

東京都に届出をするのか墨田区に届出をするのか、それとも両方に提出するのかといった課題がありましたが、区の景観計画が都の景観計画を踏襲したものであるということや、墨田区は事前協議制度を設けており、景観アドバイザー制度を活用して詳細な検討が出来るということで、墨田区に届出をしていただくということになりました。

色彩については、都の歴史的建造物に指定されていることから、伝統の色を再現することが必要であるということで調査をしましたが、平成元年以前の色が緑がかった薄い色で、赤や緑と全く違う色であるということで、どうするかといった議論になりました。最終的には景観アドバイザーからのアドバイスで、平成元年より区民に親しまれてきた色であるということで、赤を基調として色彩基準に適合するようにさせていただきました。赤色でも黄みがかった赤色にするかどうかということで、1m角の見本をつくっていただき、自然光との関係や陰になった場合の色相なども見比べて、最終的には、黄みがかった赤色の方が、日本の街並みに馴染みやすいこと、色が退色しにくいということで、「色相 7.5R/明度 3/彩度 10」の色にさせていただきました。

<岸委員>

先ほど、赤色部分が20%以内と説明がありましたが、橋梁の場合、どの範囲を外壁と捉えるでしょうか。写真を見る限り、明らかに超えているような印象を受けました。

<事務局（和田開発調整課長）>

建築物も同様ですが、色の面積の計算方法は立面図で算出します。今回の橋梁の場合は、橋脚部分は除いて、黒く塗られた部分と赤色の部分、高欄の手すり部分含めたものを総面積として、割合を算出しております。

<岸委員>

話がそれるかもしれませんが、吾妻橋は赤色、駒形橋がブルーで厩橋が黄緑、蔵前橋が黄色ですよ。誰がどのように決めたのか分からないですが、個人的には全てあまり適切な色ではないと思っています。範囲の中に収まっているということですが、先ほど言われたような意見をきちんとつけて整理していただきたいのと、今後塗り替えが順次あって、このような資料が出てくると思い

ますが、その時は同じような基準で回答していくのか、その辺もきっちりルールを決めていかないと、馴染んでいるからということで同じように回答できるのかという点についても、考えていただければと思います。

<事務局（和田開発調整課長）>

今回の協議においては、たまたま対岸が東京都であったということですが、今後は対岸の区との議論も生まれてくると思います。都の意向では「隅田川景観軸」ということで、広域な景観として一定程度の考え方を打ち出す必要があると考えており、両側の自治体が集まって検討していきましょうと呼びかけが始まっているところでございます。

<中野会長>

両区域にまたがった場合の仕切り方ですね。管理者が東京都であって対岸の区がある、本来なら3つが対象者になりうる。意見が違った場合は協議会をつくって、協議をするしかないということでしょうね。

<事務局（和田開発調整課長）>

今回はたまたま色彩基準に適合したが、適合しない場合に、墨田区の景観審議会で議論するのか東京都の審議会で議論するのかといった問題が生まれると思います。

<中野会長>

方針として、墨田区は意思表示をするということではよろしいでしょうか。

<事務局（小柳都市計画課長）>

基本的にはそういうスタンスで、両国橋については対岸の中央区が景観行政団体になる予定がないということで、東京都と協議したところでございます。

<中野会長>

他に質問はございますか。

4 ページの色票の下に記載している矢印はどういった意味なのでしょう。

<事務局（和田開発調整課長）>

色見本がなかったので、近い色を示しているということです。実際は「色相 7.5R/明度 3/彩度 10」です。

<中野会長>

建築物と工作物の色彩の考え方は違うと思いますが、どのように解釈されているのでしょうか。

<事務局（和田開発調整課長）>

墨田区も東京都も色彩基準を景観計画の中に位置づけており、色の割合については、工作物であり建築物であり同様です。橋梁の場合は工作物扱いになります。

<中野会長>

気になったのは、化粧版は全て赤系と思ったら、バルコニーのところは塗りわけするんですね。

<事務局（和田開発調整課長）>

バルコニーの部分だけ違う色という提案もありましたが、深みのある色と合うようにということで、今の色に落ち着きました。

<中野会長>

オリジナルの意匠には外装版はなかったのですか。土木遺産の議論も実はありますね。平成の時代に化粧版を付けたということで、一時議論があったと言う記憶があります。

<事務局（和田開発調整課長）>

平成元年からこの色で、それ以前の色は写真では残っているんですが、それ以前は分からないということで、元々どんな色であったのか調査できませんでした。

<中野会長>

塗料の擦りだしをすれば簡単に分かりますよ。擦りだし運動は、北海道の函館で歴史的建物のオリジナルの色彩に戻そうという運動で地元の人たちが活動をしていました。明治の開拓時代の色に戻そうということで、アメリカでもそういった運動が起こっています。出来ないことはないと思います。

今回の両国橋については、景観アドバイザーの指導もあり、オリジナルでもなく前回の色で赤が激しい部分については、面積を減らされたということで、そういう意味ではかなりよくなったのではないかと思います。

<鈴木委員>

隅田川に架かっている橋の全体的なバランスは誰が見ているのでしょうか。

<事務局（和田開発調整課長）>

両国橋に関しては国土交通省、蔵前橋などは東京都になります。

<鈴木委員>

色のバランスを見て、おかしいとは思わないのでしょうか。

<中野会長>

個別に色を塗り替えていますので、おかしいという意見も出ていますよね。本来ならどこかできちんと決めるプロセスがないとだめなんじゃないかな。

震災復興橋梁のオリジナルの意匠については、東京大学の中井祐先生が研究されていますので、参考になるかと思います。

<鈴木委員>

全体的なバランスも考えることが必要ではないのかということは記録に残していただければ、次の機会の議論になるかと思います。

<中野会長>

議題1、2については、意見交換をしたということでよろしいですね、議題3について報告をお願い致します。

<事務局（小柳都市計画課長）>

押上・業平橋駅周辺地区における景観まちづくりについて、説明をお願い致します。

<事務局（河合都市整備部参事）>

主にまちづくりの考え方について説明させていただきます。

押上・業平橋駅周辺地区は、タワーの周辺36haの区域を定め、まちづくりの具体的なビジョンを定めました。これを受けまして平成20年3月には、地区計画を都市計画決定いたしました。しかしこの時点では、タワーを建てている周辺の9haのみ地区整備計画を定めており、それ以外の区域については、地元の方々との話し合いや現地調査を進めて、順次地区整備計画の都市計画決定をしていく予定でございます。直ちに全ての区域について地区整備計画を定めるということではありませんが、国内外から新タワーを訪れる観光客が非常に多くなり、最初に目を向ける場所であると考えています。

北十間川南側の地区は、景観形成と観光振興と商業の活性化ということで、新しいまちづくりが具体化されるということで、地元の方々には懸念される部分も起こりうると考えております。この場所の昔の用途ですが、鉄道操車場であり人があまり歩かない寂しい道路でしたが、新タワーの建設が始まりまして、テレビ等で取り上げられ、非常に多くの観光客が訪れる場所となっております。また不動産会社や看板会社に物件の問合せもあるようです。タワーだけではなく河川や道路、公園の整備など、いろいろな事業が動いている状況でありまして、景観形成や観光振興、商業活性化のために魅力的な街並みを形成していくと同時に、当初より住んでいる方の良好な生活環境を維持していくべきところでもあろうかと思っております。

居住者や地権者、事業者、行政で北十間川水辺におけるまちづくりビジョンを策定して、望ましい街のあり方を共有して、その実現のための景観ガイドラインを策定していきたいと考えております。

対象街区ですが、資料4にございます。事前にヒアリングを行った結果、北十間川水辺のまちづくりについて、皆様から概ねご賛同を得ている状況でございます。昨年11月11日に第1回の説明会を開催いたしました。資料3、資料4に基づきまして、まちづくりの目的やメリットなどを説明いたしました。出席された方からも多くのご賛同を得ている状況でございます。今後の進め方でございますが、ゼロベースから地元の方々で作り上げていくことは大変であるというご意見を踏まえ、墨田区で素案を作って、それに対して意見を聞くという形で進めていく予定でございます。1月末に地元に入って説明会を開催したいと思っております。第2回の説明会では、建築物の高さに関することや建築のデザインに関する、建物の用途に関することや屋外広告物の掲出について、地元の活動などその他ソフトな部分について、検討したいと考えております。1、2階の低層部については賑わいを創出するため店舗などを誘導する、デザインについては広告看板を規制すること、用途については風俗系を禁止するなど考えております。以上でございます。

<中野会長>

ご意見、ご質問、ありますでしょうか。

<篠崎委員>

まちづくりの話と地区整備計画の話と景観ガイドラインの話があると思いますが、その辺の関係はどのように整理されているのでしょうか。

<事務局（河合都市整備部参事）>

絶対守らなければならない地区計画の内容と、それを補足するようなガイドライン的なものをつくらないと、実際は上手く誘導できないということで、法的規制と出来る限り守って欲しい事項、やってもらいたい事項などを整理して、それらが上手に絡み合うような形で、進めていければと思っています。色々な部署が関係しますので、都市計画課や開発調整課などと連携取りながら進めていきたいと思っています。

<篠崎委員>

例えば、資料4の5ページに「景観ガイドラインの例」の中に「用途制限」が入っているが、用途制限というものが景観ガイドラインに入ることでしょうか。

<事務局（河合都市整備部参事）>

この場所にふさわしくない用途については、地元の方の合意が取れ、規制しなければならないものについては、地区計画で定めようと思っていますが、いずれも地元の方々と議論しながら制度は決めていきたいと考えております。

<篠崎委員>

趣旨は分かりますが、まちづくりの方向性としては良いと思いますが、用途制限というものが景観ガイドラインに含まれるものなのでしょうか。

<中野会長>

景観ガイドラインと用途制限の話は、一緒に説明されていますが、関係法令も違ってくると思います。

私もタワー周辺について、気になっていました。屋上に広告塔を付けたらどうかという話があるようですが、現在は地権者が自主的に断っている状況のようです。なるべく早く屋上広告物については規制をしたらどうかというのが私のアドバイスです。ただし、地区計画など細かいことについては時間がかかりますので、2段階で進めていけばよいと思います。地元の意向を踏まえた形

で進めていけばよいのでしょうかと思いますが、屋上広告物についてはその地区だけではなく、タワーからの眺望を考えると、タワー周辺についても議論していく機会を作っていかななくてはならないかと思っております。墨田区としてどうするのかということになります。

<事務局（河合都市整備部参事）>

まずはこの南側の街区で議論をして、そこから広げていけば良いかと考えております。

<篠崎委員>

地区計画にあわせてまちづくりのガイドラインをつくりあげて、そのガイドラインの中に景観も含まれているということなののでしょうか。

<中野会長>

場合によっては、屋外広告物だけ先行してやっていくという考え方もあるかと思っています。今動いているのはある特定の区域で、それが波及して周辺にも広がっていけばと期待していますが。

<紙田委員>

地元の方々がこの地区をどうしたいかといったまちづくりの目標をしっかりと持つべきであると思います。直面した問題に対処するのではなくて、どのような街にしたいのか地元の意見を聞き、その上で、どのような制度を使うのかといった議論をしていくのが良いかと思う。ガイドラインを策定するためにまちづくりを行っているように感じるので、もう少し幅広くまちづくりを考えていただいて進めていった方が良いと思います。

また、先ほど篠崎委員もおっしゃいましたが、用途制限などは景観ガイドラインの例ではなく、地区整備計画やルール of 例ですね。

<事務局（河合都市整備部参事）>

次回の説明会においては、まちづくりの目標についても議論しながら、進めさせていただければと思います。また地元の方々は地区計画や景観ガイドラインなど分かりづらい部分もあるかと思っていますので、整理した上で議論できればと考えております。

<鈴木委員>

資料3の裏に、「望ましくない街並みの例」と「目指したい街並みの例」が載っていますが、例としてはあまりよくないのではないのでしょうか。

古い街並みの写真がありますが、墨田区にこのような場所はありません。中段の左の写真のような雰囲気は良いかと思います。

また、タワー南側の北十間川に面している建物については、ある程度規制はかけるべきであると思います。ただ、浅草通りの内側については、あまり規制を強めると活性化しなくなるので、2面性を持ってまちづくりを進めていかななくてはならないと思います。

関係部署が絡んでいるので、区としてどのようなまちづくりを進めていくのかきちんと議論し、地元へ提示し、地元を引っ張ってもらわないと、広告がずらっと並ぶ街並みになるのではないかと思います。

<中野会長>

行政が一方的に押し付けるのではなくて、地元の発意があって地元でこういうまちにしたい、それを踏まえてルールを地域でつくっていけば良いのかと思います。それをサポートするのが景観ガイドラインであったり、景観条例であったり、景観法であるのかと思います。

恥ずかしい街にして欲しくないと思います。観光客はたくさん来ますので、屋上に広告物が乱立するのは墨田らしくないと思います。都心3区と違い、墨田区はお住まいの方がいらっしゃるので、大きな屋上広告物が立つと日影の問題も出てくる。今の都市計画や建築関連の法律では防げない広告塔もありますので、景観という切り口で誘導していけば良いかと思います。

<岸会長>

エリアで決めるのではなく、例えば通りに面するとか、見え方をきめ細かく調べて景観の規制をかけていったらどうかと思います。川に面しているとか、道路に面しているとかなど。

<渡辺（貞）委員>

景観の届出について、確認申請を出す60日前に申請するということでしたが、届出をする方の抵抗はなかったでしょうか。

<和田開発調整課長>

事前協議については60日前までに、届出については30日前までに届出ることとなっております。当初はいろいろとありましたが、最近は他の

自治体でも届出が必要になってきていますので、問題なく進めております。ただ、外装の修繕については、確認申請が必要ないものもありますので、きちんと把握できていない部分もあるかと思っております。

<中野会長>

以上でよろしいでしょうか。次回の審議会については、何かございますでしょうか。

<事務局（小柳都市計画課長）>

次回の審議会については今のところ予定がございません。案件がございましたら改めてご連絡を差し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

<中野会長>

これをもちまして、第4回墨田区景観審議会を閉会いたします。